

食費・居住費の減免（特定入所者介護サービス費）

「世帯全員及び配偶者（世帯分離をしている場合や事実婚を含む）が市町村民税非課税であり、預貯金等が一定の金額以下の場合」「生活保護受給者」は、食費・居住費の負担上限額が決められています（認定証が必要です）。

第1段階 食費負担限度額 ¥300	生活保護受給者・老齢福祉年金受給者かつ預貯金等が1,000万円（夫婦の場合2,000万円）以下
第2段階 食費負担限度額 ¥390	公的年金収入額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額の合計金額が80万円以下かつ預貯金等が650万円（夫婦の場合1,650万円）以下
第3段階① 食費負担限度額 ¥650	公的年金収入額（非課税年金を含む）とその他の合計所得金額の合計金額が80万円超120万円以下かつ預貯金等が550万円（夫婦の場合1,550万円）以下
第3段階② 食費負担限度額 ¥1,360	公的年金収入額（非課税を含む）とその他の合計所得金額の合計金額が120万円超かつ預貯金等が500万円（夫婦の場合1,500万円）以下

○1日当たりの実質負担金額の目安

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
4人室	1段階	¥1,813	¥1,898	¥1,971	¥2,034	¥2,099
	2段階	¥2,273	¥2,358	¥2,431	¥2,494	¥2,559
	3段階①	¥2,533	¥2,618	¥2,691	¥2,754	¥2,819
	3段階②	¥3,243	¥3,328	¥3,401	¥3,464	¥3,529
個室	1段階	¥4,962	¥5,045	¥5,115	¥5,180	¥5,244
	2段階	¥5,052	¥5,135	¥5,205	¥5,270	¥5,334
	3段階①	¥6,132	¥6,215	¥6,285	¥6,350	¥6,414
	3段階②	¥6,842	¥6,925	¥6,995	¥7,060	¥7,124

介護保険利用者負担金の減免（高額介護サービス費）

介護保険サービスの利用者負担金は一定の上限金額が決められています。

段階		上限額（月額）
A	生活保護受給者・老齢年金受給者 市町村民税非課税世帯かつ公的年金等収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	¥15,000 （個人）
B	市町村民税非課税世帯で、上記以外	¥24,600 （個人）
C	市町村民税課税世帯（一般世帯） 年収約380万円以上約770万円未満	¥44,400 （世帯）
D	年収約770万円以上約1,160万円未満	¥93,000 （世帯）
E	年収約1,160万円以上	¥140,100 （世帯）

○1ヶ月当たり（30日）の実質負担金額の目安

	1段階	2段階	3段階①	3段階②	一般世帯	年収約770万円以上
4人室	¥36,000	¥49,800	¥67,200	¥88,500	¥120,360	別途適用額あり
個室	¥133,200	¥135,900	¥177,900	¥199,200	¥241,170	

* 高額介護サービス費は、1,2段階はA、3段階はB、一般世帯はCに相当すると仮定しての計算です。
状況により組み合わせが違ふ場合があります。